

食品照射の実用国及び実用照射品目 (2003年5月末現在、2003年5月許可一覧表に対応；IAEA資料等より)

[縦欄の総合計は以下の通り] 78	[縦欄の総合計は以下の通り] 78	日本語(ポイント11:セル欄(3.50+26.00))	英語(ポイント9:セル欄32.00)	国名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	台湾							
					アルゼンチン	パナマ	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	中国	クオアチア	キューバ	チェコ	デンマーク	フランス	ドイツ	ハンガリー	インドネシア	イラン	イスラエル	イタリア	日本	韓国	オランダ	オーストラリア	ポランド	ロシア	南アフリカ	スペイン	スウェーデン	英国	米国	ベトナム	ベネズエラ			コロンビア	ペルー	チリ				
			APPLE	りんご																																					1			
			BEANS	豆類																																					1			
			CEREAL GRAIN	穀類																																					1			
			CEREAL GRAINS	穀類																																					0			
			CEREAL PRODUCTS	穀類製品																																					0			
			CHICKEN	鶏肉																																					0			
			CHICKEN MEAT(MECHANICALLY RECOVERED)	鶏肉(脱骨)																																					0			
			CONDIMENTS OF ANIMAL ORIGIN	動物由来調味料																																					0			
			CUCUMBER	きゅうり																																					0			
			EDIBLE SEEDS	食用種子																																					0			
			EGG POWER	粉末卵																																					0			
			ENZYMES	酵素																																					1			
			FARINA	穀物(じゃがいも挽割り)・粗粉																																					0			
			FISH(DRIED)	魚(乾燥)																																						1		
			FROG LEGS	かえる脚(含む冷凍)																																					2			
			FRUIT	果実																																					2			
			FRUIT(S/DRIED)	果実(乾燥)																																					4			
			GARLIC	にんにく																																					1			
			GINGER	しょうが																																					0			
			GUM ARABIC	アラビアガム																																					1			
			HERBS	ハーブ																																					6			
			LEEK	にら																																					0			
			MANGO	マンゴー																																					0			
			MEAT	肉類																																						1		
			MEAT PRODUCTS	肉製品																																						0		
			NHAM(RAW,FERMENTED PORK SAUSAGE)	ナム(生発酵豚肉ソーセージ)																																						1		
			ONIONS	玉ねぎ																																						7		
			POTATO	じゃがいも																																					6			
			POULTRY	家禽肉																																						2		
			RICE	米																																					2			
			SAUSAGES(CHINESE)	ソーセージ(中国製)																																						1		
			SHRIMP	えび(含む冷凍)																																					2			
			SPICES	スパイス																																						28		
			STRAWBERRY	いちご																																					0			
			TEA	茶																																					0			
			TOMATO	とまと																																					1			
			VANILLA	バニラ																																					0			
			VEGETABLE SEASONINGS	野菜由来調味料(含む乾燥)																																						3		
			VEGETABLES	野菜																																						0		
			VEGETABLES(DRIED)	野菜(乾燥)																																						3		
					2	3	2	7	1	3	8	1	2	1	2	7	1	2	3	2	1	1	1	1	2	7	1	1	2	4	2	4	4	1	1				20					

- (注1) IAEAなどの資料にしたがい、アルファベット順に記載した。このため、じゃがいも、玉ねぎなどの具体的な名称の食品類と生鮮野菜や水産物、肉類などの総称的名称の食品類が混在している。また、英語名は別でも日本語に訳すと同類名になる食品は一つにまとめた(例: BEANSとLEGUMES及びPULSES、 CEREAL GRAINSとGRAINS、 CHICKEN MEAT(MECHANICALLY RECOVERED)とCHICKEN MEAT(MECHANICALLY SEPARATED)、 CORNとMAIZE、 EGG(DEHYDRATED)とEGG POWDER、 FROG LEGSとFROG LEGS(FRESH OR FROZEN)及びFROG LEGS(FROZEN)、 POTATOとWHITEPOTATOS、 SEAFOODとSEAFOOD(FROZEN)、 SHELLFISHとSHELLFISH(FROZEN)、 ROOTSとROOTS AND TUBERS、 POULTRY(MECHANICALLY SEPARATED)とPOULTRY(MECHANICALLY RECOVERED)、 SHRIMPとSHRIMP(FROZEN)、 SOYA FLOURとSOYA POWDER)。さらに、日本名が不明で馴染みのない食品は削除した(TEA, ROOIBUS, WORS(DRIED))。なお、食品名左欄の一連の数字(番号)は、上記の如く日本語への整理方法によって異なり、特別に記載がない限りその増減には意味がない。
- (注2) 右端欄の台湾は、許認可品目は把握しているが実用照射についての情報が皆無であり、許認可品目全てをで示す同時に後半にまとめ表示した。前回(本年3月現在)一覧表と比べ新たにスペインが増えた。なお、これまで通り、実用国リストに記載されていても許認可リストに記載されていない場合(国名及び食品名)は削除した。
- (注3) ベルギー、ブラジルの野菜由来調味料(乾燥)欄の印は、許可は乾燥野菜全般だが実用表では野菜由来調味料に限定。デンマークのハーブ欄での印は、許可はハーブ全般だが実用表では芳香性物に限定。フランスのハーブ欄の印は、許可は乾燥物に限定。韓国の乾燥野菜欄での印は、許可はニンニク又は乾燥野菜及び野菜由来調味料(含む乾燥)だが、実用表ではニンニク粉末に限定。オランダのエビ、カエル脚での許可は冷凍物も含む。新たに加わったスペインのハーブ欄の印は、許可はハーブ全般だが実用表は芳香性物に限定。タイの酵素欄の印は、許可は乾燥物に限定。英国のハーブ欄での印は、許可は乾燥物に限定。ベトナムのスパイス欄での印は、許可はパプリカ粉末に限定。
- (注4) 放射線照射の目的：根茎菜類などは発芽抑制、生鮮野菜/果実などは害虫駆除や成長抑制、穀類や豆類などは害虫駆除、生肉や生魚などは寄生虫及び食中毒性微生物の防除、乾燥野菜や果実、スパイス及び肉類や魚介類の加工品などは害虫駆除及び食中毒性微生物の防除などである。また、許認可には無条件と条件付(ICGF)資料では条件の詳細は不明がある。スパイス及び肉類の加工品などは害虫駆除及び食中毒性微生物の防除などである。また、許認可には無条件と条件付(ICGF)資料では条件の詳細は不明がある。ICGFの元資料は、許可国一覧と同じく、<http://www.iaea.or.at/icgfi/> で見る事ができる。